

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	統計調査の承認等の状況（総括表）	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	2
	一般統計調査の中止	3
	届出統計調査の受理	4
2	基幹統計調査の承認	6
	建設工事統計調査（平成23年承認）（国土交通省）	6
3-1	一般統計調査の承認	8
	国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成23年承認・2回目）（総務省）	8
	パーソントリップ調査（平成23年承認）（国土交通省）	9
	国民健康・栄養調査（平成23年承認）（厚生労働省）	11
	木材流通統計調査（平成23年承認）（農林水産省）	13
	観光地域経済調査（仮称）予備的調査（平成23年承認）（国土交通省）	18
3-2	一般統計調査の中止通知	20
	農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査（平成23年通知）（農林水産省）	20
4	届出統計調査の受理	21
(1)	新規	21
	ワーク・ライフ・バランス取組状況調査（平成23年届出）（千葉県）	21
	市内企業実態調査（平成23年届出）（大阪市）	22
	県民健康・栄養調査（平成23年届出）（福井県）	23
	東日本大震災避難者アンケート調査（平成23年届出）（大阪府）	25
	石川県医療機能基礎調査（平成23年届出）（石川県）	26
	石川県入院患者一日調査（平成23年届出）（石川県）	28
	大阪市民のスポーツに関するアンケート調査（平成23年届出）（大阪市）	29
	住宅用火災警報器設置状況調査（平成23年届出）（鳥取県）	30
	石川県外国人観光客動態調査（平成23年届出）（石川県）	31
	飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査（平成23年届出） （熊本県）	32
	県民健康・栄養調査（平成23年届出）（秋田県）	33
	県民歯科疾患実態調査（平成23年届出）（秋田県）	35
	高速鉄道交通調査（OD調査）（平成23年届出）（神戸市）	36
	高知県推計人口調査（平成23年届出）（高知県）	37

平成23年度「子ども・子育て新システム」への対応に向けたニーズ調査（平成23年届出）（名古屋市）	38
津波避難対策に係るアンケート調査（平成23年届出）（大阪府）	39
栃木県在宅医療実態調査（平成23年届出）（栃木県）	40
県民健康・栄養調査（平成23年届出）（和歌山県）	43
(2) 変更	45
京都府民健康・栄養調査（平成23年届出）（京都府）	45
平成23年度母子世帯等実態調査（平成23年届出）（福岡県）	48
県民所得統計に関する特別調査（平成23年届出）（山梨県）	50
中小企業労働条件等実態調査（平成23年届出）（東京都）	52
中小企業金融に関するアンケート調査（平成23年届出）（東京都）	55
東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査（平成23年届出）（東京都）	56
北九州市母子世帯等実態調査（平成23年届出）（北九州市）	57
石川県廃棄物排出量実態調査（平成23年届出・2回目）（石川県）	58
福岡市ひとり親家庭実態調査（平成23年届出）（福岡市）	62
県民健康・栄養調査（平成23年届出）（神奈川県）	63
県民健康意識調査（平成23年届出・2回目）（三重県）	66
県民健康づくり調査（平成23年届出）（福岡県）	67
男女平等社会づくりに向けた県民意識調査（平成23年届出）（新潟県）	69
茨城県総合がん対策推進モニタリング調査（平成23年届出）（茨城県）	70
福井県地産地消率状況調査（平成23年届出）（福井県）	72

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のもの

のをいう。

- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
建設工事統計調査	国土交通大臣	承認事項の変更 ・建設工事施工統計調査の抽出方法、調査事項の変更 ・建設工事受注動態統計調査の推計方法の変更	H23.10.6

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 10. 3	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総務大臣
H23. 10. 3	パーソントリップ調査	国土交通大臣
H23. 10. 18	国民健康・栄養調査	厚生労働大臣
H23. 10. 21	木材流通統計調査	農林水産大臣
H23. 10. 25	観光地域経済調査（仮称）予備的調査	国土交通大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 10. 14	農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査	農 林 水 産 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 10. 4	ワーク・ライフ・バランス取組状況調査	千葉県知事
H23. 10. 4	市内企業実態調査	大阪市長
H23. 10. 5	県民健康・栄養調査	福井県知事
H23. 10. 5	東日本大震災避難者アンケート調査	大阪府知事
H23. 10. 14	石川県医療機能基礎調査	石川県知事
H23. 10. 14	石川県入院患者一日調査	石川県知事
H23. 10. 17	大阪市民のスポーツに関するアンケート調査	大阪市長
H23. 10. 17	住宅用火災警報器設置状況調査	鳥取県知事
H23. 10. 18	石川県外国人観光客動態調査	石川県知事
H23. 10. 20	飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査	熊本県知事
H23. 10. 21	県民健康・栄養調査	秋田県知事
H23. 10. 21	県民歯科疾患実態調査	秋田県知事
H23. 10. 21	高速鉄道交通調査（OD調査）	神戸市長
H23. 10. 24	高知県推計人口調査	高知県知事
H23. 10. 25	平成23年度「子ども・子育て新システム」への対応に向けたニーズ調査	名古屋市長
H23. 10. 26	津波避難対策に係るアンケート調査	大阪府知事
H23. 10. 27	栃木県在宅医療実態調査	栃木県知事
H23. 10. 31	県民健康・栄養調査	和歌山県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 10. 3	京都府民健康・栄養調査	京 都 府 知 事
H23. 10. 3	平成23年度母子世帯等実態調査	福 岡 県 知 事
H23. 10. 4	県民所得統計に関する特別調査	山 梨 県 知 事
H23. 10. 5	中小企業労働条件等実態調査	東 京 都 知 事
H23. 10. 6	中小企業金融に関するアンケート調査	東 京 都 知 事
H23. 10. 6	東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査	東 京 都 知 事
H23. 10. 7	北九州市母子世帯等実態調査	北 九 州 市 長
H23. 10. 11	石川県廃棄物排出量実態調査	石 川 県 知 事
H23. 10. 11	福岡市ひとり親家庭実態調査	福 岡 市 長
H23. 10. 14	県民健康・栄養調査	神 奈 川 県 知 事
H23. 10. 14	県民健康意識調査	三 重 県 知 事
H23. 10. 18	県民健康づくり調査	福 岡 県 知 事
H23. 10. 20	男女平等社会づくりに向けた県民意識調査	新 潟 県 知 事
H23. 10. 24	茨城県総合がん対策推進モニタリング調査	茨 城 県 知 事
H23. 10. 31	福井県地産地消率状況調査	福 井 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 建設工事統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年10月6日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、建設工事統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、建設工事及び建設業の実態を明らかにするとともに、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和31年に旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第84号として、「建設工事施工統計調査」（年次調査）及び「建設工事着工統計調査」（四半期調査）の2本の調査により開始された。昭和35年には、「建設工事着工統計調査」の調査対象工事を公共機関から発注された建設工事に限定し、名称を「公共工事着工統計調査」に変更し、昭和44年には、「公共工事着工統計調査」が月次調査へ変更された。平成12年には、「公共工事着工統計調査」と、従来、承認統計調査としてそれぞれ別個に実施していた「民間土木工事着工統計調査」及び「建設工事受注統計調査」（いずれも月次調査）の2本の調査と統合して、「建設工事受注動態統計調査」（月次調査）を創設し、現在に至っている。

【調査の構成】 1－建設工事施工統計調査票 2－建設工事受注動態統計調査票甲（共通） 3－建設工事受注動態統計調査票乙（大手指定建設業者）

【公表】 記者発表、インターネット及び印刷物（月、年）による公表（施工調査票：毎年度末、動態調査票甲：調査期日の翌々月の10日前後、動態調査票乙：調査期日の翌月の末日）

【備考】 今回の変更は、建設工事施工統計調査に係る抽出方法、調査事項及び建設工事受注動態統計調査に係る推計方法の変更。

※

【調査票名】 1－建設工事施工統計調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設業法上の許可を受けた建設業者（抽出枠）建設業許可業者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）110,000/500,000 （配布）郵送・調査員・オンライン（電子メール） （収集）郵送・調査員・オンライン（電子メール）（記入）自計 （把握時）毎年3月31日（決算期が3月31日である建設業者）、毎年3月31日前の直近の決算期までの1年間（その他の建設業者） （系統）紙媒体：国土交通省－都道府県－調査員－報告者、電子媒体：国土交通省－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月1日～31日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 経営組織、3. 資本金又は出資金、4. 有形固定資産、5. 業態別工事種類、6. 就業者数、7. 国内建設工事の年間完成工事高、8. 兼業売上高、9. 建設業の付加価値額及び原価等、10. 都道府県別元請完成工事高（大臣許可業者及び資本金又は出資金の額が2,000万円以上の法人で都道府県知事の許可を受けたもの）

※

【調査票名】 2－建設工事受注動態統計調査票甲（共通）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設業法上の許可を受けた建設業者（抽出

枠) 建設業許可業者、建設工事施工統計調査の結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 12,000/500,000 (配布) 調査員・郵送・オンライン(電子メール) (収集) 調査員・郵送・オンライン(電子メール) (記入) 自計 (把握時) 毎月1日～末日 (系統) 紙媒体: 国土交通省-都道府県-調査員-報告者、電子媒体: 国土交通省-報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 翌月10日

【調査事項】 1. 企業名、2. 所在地、3. 許可番号、4. 経営組織、5. 資本金又は出資金、6. 国内建設工事の月間受注高、7. 公共機関からの受注工事(1件500万円以上の元請工事に限る)(1) 工事名、(2) 施工場所、(3) 発注機関、(4) 目的別工事分類、(5) 工事区分、(6) 工事種類、(7) 受注形式、(8) 請負契約額、(9) 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事の持分額、(10) 完成予定年月、8. 民間等からの受注工事(土木工事及び機械装置等工事については1件500万円以上、建築工事・建築設備工事については1件5億円以上の元請工事に限る。)(1) 工事名、(2) 施工場所、(3) 発注者、(4) 工事種類、(5) 工事区分、(6) 請負契約額、(7) 完成予定年月

※

【調査票名】 3-建設工事受注動態統計調査票乙(大手指定建設業者)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 建設業法上の許可を受けた建設業者 (抽出枠) 大手指定建設業者49社

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 49/500,000 (配布) 郵送・オンライン(電子メール) (収集) 郵送・オンライン(電子メール) (記入) 自計 (把握時) 毎月1日～末日 (系統) 国土交通省-報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 翌月20日

【調査事項】 1. 発注者別及び工事種類別の月間受注高、2. 施工場所別の月間受注高、3. 月間施工高及び月末の末消化工事高

○一般統計調査の承認

【調査名】 国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年10月3日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格及びサービス料金を調査し、OECDが主宰する「国際比較プログラム」（ICP）に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産（GDP）の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 国際比較プログラムは、国連統計委員会の勧告に基づき、国連統計部により1969年に開始された。我が国は、第3期事業（1975年対象）以降これに参加し、関係各府省の協力の下に、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータの提供を行っている。第4期事業（1980年対象）からは、参加国数の増加等の理由から参加国をいくつかの地域・グループに分けそれぞれの地域等で比較事業を行い、国連統計部（1985年からは世界銀行）が地域等の比較結果を連結し、世界比較結果をまとめる方式がとられている。第6期事業（1993年対象）終了後、事業実施のための資金の不足等から事業が停滞していたが、事業実施体制等の再構築が行われ、世界銀行主導で世界153か国を比較対象としたICP事業（2005年を基準年とする2003～2006年ラウンド）が再開され、我が国もこれに参加することとなった。また、我が国は、OECDと欧州連合統計局（Eurostat）が共同主宰する「購買力平価（PPP）算出プログラム事業」にも参加している。購買力平価（PPP）算出プログラム事業は、世界比較事業とは独立して3年周期で実施されており、現在2011年ラウンド（2009～2011年）の調査を実施中である。

【調査の構成】 1－国際比較プログラムに関する小売物価調査（OECD2011年ラウンド「サービス等」調査） 調査票

【公表】 インターネット（OECDが定める期日（平成25年末））

【備考】 今回の変更は、OECDの指定に基づく調査対象の範囲、調査事項及び調査の実施期間等の変更。

※

【調査票名】 1－国際比較プログラムに関する小売物価調査（OECD2011年ラウンド「サービス等」調査） 調査票

【調査対象】 （地域）東京都区部 （単位）事業所 （属性）東京都区部の小売業、生活関連サービス業及び娯楽業を行っている事業所 （抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計（把握時）調査実施日現在 （系統）総務省一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年10月3日～11月9日

【調査事項】 OECDから価格データ提供の依頼があった「サービス等」に係る品目・銘柄の小売価格及びサービス料金

【調査名】 パーソントリップ調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年10月3日

【実施機関】 国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室

【目的】 本調査は、中京都市圏の人の動きについて個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「東京都市圏パーソントリップ調査」（昭和43年から実施）、「近畿圏パーソントリップ調査」（昭和45年度から実施）及び「中京都市圏パーソントリップ調査」（昭和46年度から実施）のそれぞれ個別の統計調査として10年周期で実施されてきたものであるが、統計調査の整理統合の一環として、これらの統計調査をパーソントリップ調査という一つの調査名の下で、3種類の地域別の調査票を用いて別年に実施することとされた。そのため、平成22年度に実施した近畿圏パーソントリップ調査より、新統計法第19条第1項に基づく一般統計調査として本調査へ移行され、「東京都市圏パーソントリップ調査」及び「中京都市圏パーソントリップ調査」については、それぞれの調査実施年度に本調査へ移行されるものである。

【調査の構成】 1－中京都市圏パーソントリップ調査 世帯票 2－中京都市圏パーソントリップ調査 個人票（平日調査・日曜日調査）

【公表】 インターネット（調査実施翌年の11月）

【備考】 今回の変更は、調査の目的及び調査票の変更。

※

【調査票名】 1－中京都市圏パーソントリップ調査 世帯票

【調査対象】 （地域）中京都市圏（愛知県、岐阜県南部、三重県北部）（単位）世帯（属性）5歳以上の居住者の属する世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）450,000/3,880,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（系統）国土交通省－中部地方整備局－3県1政令市－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）10年（実施期日）平成23年10月～11月

【調査事項】 1. 世帯属性（自宅住所）、2. 世帯構成員の属性（1）性別・年齢、（2）職業、（3）就業形態、（4）勤務先・通学先住所、（5）運転免許の保有、（6）外出に関する困難の有無、3. 世帯保有の自動車（1）世帯保有の自動車・二輪車の台数、（2）車種、（3）所有者、（4）使用燃料、（5）ETC車載器の設置の有無

※

【調査票名】 2－中京都市圏パーソントリップ調査 個人票（平日調査・日曜日調査）

【調査対象】 （地域）中京都市圏（愛知県、岐阜県南部、三重県北部）（単位）個人（属性）5歳以上の居住者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,100,000/9,550,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平日調査：平成23年10月～11月までの指定された平日1日、休日調査：平成23年10月～11月までの指定された日曜日1日（系統）国土交通省－中部地方整備局－3県1政令市－民間事

業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 10年 (実施期日) 平成23年10月～11月

【調査事項】 1. トリップ属性 (1) 活動場所 (出発地・到着地) の住所、(2) 活動場所 (出発地・到着地) の施設の種類、(3) 活動の種類 (目的)、(4) 出発・到着の日時分、(5) 利用した移動手段、(6) 移動手段別所要時間、(7) 乗り換え地点、(8) 同行者数、(9) 自動車・二輪利用の場合 (駐車・駐輪場所)、(10) 自動車を利用した場合 (運転の有無、高速道路利用の有無、自動車番号 (世帯票から選択))

【調査名】 国民健康・栄養調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年10月18日

【実施機関】 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

【目的】 本調査は、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和27年に開始された「国民栄養調査」（承認統計調査）を主な前身としており、平成15年に、「国民栄養調査」のほか、「国民生活基礎調査」の一部、「糖尿病実態調査」、「循環器疾患基礎調査」（国民生活基礎調査は指定統計調査、それ以外は承認統計調査）等を統合して創設された。その後、平成20年までは、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく承認統計調査として実施されたが、全部改正後の新統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成21年以降は、一般統計調査として実施されている。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年10月、集計表：調査実施年の翌々年3月）

【備考】 今回の変更は、生活習慣調査票に係る調査事項の一部変更等。なお、以下の調査計画記載のとおり、東日本大震災の影響により、平成23年度においては、岩手県、宮城県及び福島県は対象から除外される。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。）（単位）個人（属性）世帯員（身長・体重：満1歳以上、腹囲測定：満6歳以上、血圧測定：満15歳以上、1日の運動量（歩行数）：満15歳以上、血液検査：満20歳以上、問診（服薬状況、運動）：満20歳以上）（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/124,747,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎年11月中の任意の1日（系統）厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成23年10月下旬～12月下旬

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 腹囲、4. 血圧、5. 服薬状況等

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。）（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）（抽出枠）国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,700世帯/48,638,000世帯 15,000人/124,747,000人（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）毎年11月中の任意の1日（系統）厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成23年10月下旬～12月下旬

【調査事項】 1. 生年月日、2. 仕事の種類、3. 食事の状況、4. 料理名、5. 使用量等

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。) (単位) 個人 (属性) 満20歳以上の世帯員 (抽出枠) 国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 12,000/102,949,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 毎年11月中の任意の1日 (系統) 厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成23年10月下旬～12月下旬

【調査事項】 1. 食習慣の状況、2. 運動の状況、3. 喫煙の状況、4. 飲酒状況、5. 歯の健康の状況、6. 糖尿病の状況等

【調査名】 木材流通統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年10月21日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、木材の価格水準及びその変動、木材の流通構造並びに木材産業の動向を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を得ることを目的として実施する。

【沿革】 本調査は昭和28年度から開始された。平成16年度から、調査の名称を「木材流通調査」から「木材統計調査」に変更するとともに、調査票の名称の変更、簡易調査票の導入等を実施した。また、製材統計調査（指定統計第69号を作成するための調査）等木材に関する統計調査の見直しに伴い、平成18年から「木材流通統計調査」に名称を変更し、木材価格統計調査（月次調査）及び木材流通構造調査（5年周期調査）から構成されることとなった。

【調査の構成】 1－木材価格統計調査 素材・木材チップ価格調査票 2－木材価格統計調査 木材製品卸売価格調査票 3－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（1）（製材工場用） 4－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（2）（合単板工場・LVL工場用） 5－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（3）（プレカット工場用） 6－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（4）（集成材工場用） 7－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（5）（木材流通業者用） 8－木材流通構造調査 木材流通構造調査票（6）（木材チップ工場用）

【公表】 インターネット及び印刷物（[木材価格統計調査] 月報：調査実施月の翌月5日、年報：調査実施年の翌年3月下旬、[木材流通構造調査] 概要：平成24年6月末、詳細：逐次）

【備考】 今回の変更は、木材流通構造調査票（2）の報告者に「LVL工場」を追加、木材流通構造調査票（1）～（6）に工場残材又は木材チップに係る調査事項の追加。

※

【調査票名】 1－木材価格統計調査 素材・木材チップ価格調査票

【調査対象】 （地域）平成17年木材統計調査結果に基づき、調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）全体のおおむね80パーセントをカバーする都道府県（単位）事業所（属性）製材工場、合単板工場及び木材チップ工場（抽出枠）木材統計調査工場一覧表（製材工場、合単板工場及び木材チップ工場）

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）330/10,700（配布）郵送・オンライン・FAX（取集）郵送・オンライン・FAX（記入）自計（把握時）毎月15日現在（系統）農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月20日

【調査事項】 1. 素材の購入価格、2. 素材購入価格の対前月差、3. 木材チップの工場渡し価格、4. 木材チップの工場渡し価格の対前月差、5. 価格変動の要因

※

【調査票名】 2－木材価格統計調査 木材製品卸売価格調査票

【調査対象】 （地域）平成17年木材統計調査結果に基づき、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売業者）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な10都道府県（単位）事業所（属性）木材市売市場、木材センター及び卸売業者（抽出枠）木材

市売市場、木材センター及び卸売業者名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 70/9,900 (配布) 郵送・オンライン・FAX (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎月15日現在 (系統) 農林水産本省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月20日

【調査事項】 1. 木材製品の販売価格、2. 木材製品販売価格の対前月差、3. 価格変動の要因

※

【調査票名】 3－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(1)(製材工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「一般製材業」に属する事業所 (抽出枠) 平成23年木材統計調査基礎調査で用いる「工場一覧表」

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 520/6,720 (配布) 調査員・郵送 (収集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統)

1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 1. 木材の年間販売金額、2. 素材の入荷先別入荷量、3. 製材品の出荷先別出荷量、4. 工場残材の出荷先別出荷量等、5. 製材用機械の所有状況

※

【調査票名】 4－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(2)(合単板工場・LVL工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「単板(ベニヤ)製造業」及び「合板製造業」に属する事業所 (抽出枠) 平成23年木材統計調査基礎調査で用いる「工場一覧表」及び林野庁への情報収集により把握した工場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出及び全数 (客体数) 110/21020 (配布) 調査員・

郵送 (収集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統) 1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖

縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 合単板工場：1. 木材の年間販売金額、2. 素材の入荷先別入荷量、3. 合板の出荷先別出荷量、4. 工場残材の出荷先別出荷量等、5. 合単板製造機械の所有状況、LVL工場：1. 木材の年間販売金額、2. 素材の入荷先別入荷量、3. LVLの出荷先別出荷量、4. 工場残材の出荷先別出荷量等、5. LVL製造機械の所有状況

※

【調査票名】 5－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(3)(プレカット工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「建築用木製組立材料製造業」に属する事業所(抽出枠)平成18年木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、経済センサス基礎調査の結果情報等を活用するなどにより新設、休廃業等の状況を把握し、平成23年12月31日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 420/650 (配布) 調査員・郵送 (取集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統) 1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 1. 木材の年間販売金額、2. 材料の入荷先別入荷量、3. 受注先別出荷棟数、4. 工場残材の出荷先別出荷量等

※

【調査票名】 6－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(4)(集成材工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「集成材製造業」に属する事業所(抽出枠)平成18年木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、経済センサス基礎調査の結果情報等を活用するなどにより新設、休廃業等の状況を把握し、平成23年12月31日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 150/270 (配布) 調査員・郵送 (取集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統) 1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域センター

管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 1. 木材の年間販売金額、2. 材料の入荷先別入荷量、3. 集成材の出荷先別出荷量、4. 工場残材の出荷先別出荷量等

※

【調査票名】 7－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(5)(木材流通業者用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本産業分類に掲げる中分類「建築材料、鉱物、金属材料等卸売業」のうち、「木材・竹材卸売業」に属する事業所 (抽出枠) 平成18年木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、経済センサス基礎調査の結果情報等を活用するなどにより新設、休廃業等の状況を把握し、平成23年12月31日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,370/9,990 (配布) 調査員・郵送 (取集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統)

1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 1. 木材の年間販売金額、2. 素材の仕入先別仕入量、3. 製材品の販売先別販売量、4. 合板の販売先別販売量、5. 集成材の販売先別販売量、6. 木材チップの販売先別販売量

※

【調査票名】 8－木材流通構造調査 木材流通構造調査票(6)(木材チップ工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「木材チップ製造業」に属する事業所 (抽出枠) 平成23年木材統計調査基礎調査で用いる「工場一覧表」

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 320/1,640 (配布) 調査員・郵送 (取集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年12月31日現在 (系統)

1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、(地域セン

ター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局－報告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年1月上旬～2月15日

【調査事項】 1. 木材チップの年間販売金額、2. 原料の入荷先別入荷量、3. 木材チップの販売先別販売量、4. 木材チップ製造用機械の所有状況

【調査名】 観光地域経済調査（仮称）予備的調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年10月25日

【実施機関】 国土交通省観光庁参事官（観光経済担当）

【目的】 本調査は、観光地における観光産業の生産・供給構造、雇用・就業構造を把握するための観光地域経済調査（仮称）の本格実施に向け、平成22年度に実施した試験調査の結果を踏まえ、調査設計上の諸課題を改善した調査方法、調査票の設計等について検証するための基礎データを得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－観光地域経済調査（仮称）予備的調査 調査票A（大規模事業所用） 2－観光地域経済調査（仮称）予備的調査 調査票B（小規模事業所用）

【公表】 非公表

※

【調査票名】 1－観光地域経済調査（仮称）予備的調査 調査票A（大規模事業所用）

【調査対象】 （地域）36都道府県の58観光エリア（単位）事業所（属性）観光関連産業の事業所（幹線輸送事業所を除く。）及び観光関連産業の範囲外の事業所のうち、観光売上げのある重要な事業所として観光庁が選定する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿に、都道府県観光入込客統計の観光地点等名簿を基に観光庁が選定した観光地点の運営を業とする事業所を追加した事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月31日現在（系統）国土交通省観光庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年11月上旬～11月下旬

【調査事項】 1. 事業所の従業者数、2. 経営組織、3. 売上（収入）金額及び費用、4. 事業別売上（収入）金額又は割合、5. 主な事業、6. 主な事業の売上（収入）金額における観光割合、7. 主な事業の売上（収入）金額の月別内訳等、8. 年間営業費用の項目別内訳及び支払先地域別割合、9. 相手先別収入額の割合と電子商取引の割合、10. 事業の実施状況

※

【調査票名】 2－観光地域経済調査（仮称）予備的調査 調査票B（小規模事業所用）

【調査対象】 （地域）36都道府県の58観光エリア（単位）事業所（属性）観光関連産業の事業所（幹線輸送事業所を除く。）及び観光関連産業の範囲外の事業所のうち、観光売上げのある重要な事業所として観光庁が選定する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿に、都道府県観光入込客統計の観光地点等名簿を基に観光庁が選定した観光地点の運営を業とする事業所を追加した事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）51,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月31日現在（系統）国土交通省観光庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年11月上旬～11月下旬

【調査事項】 1. 事業所の従業者数、2. 経営組織、3. 売上（収入）金額及び費用、4. 事業別売上（収入）金額又は割合、5. 主な事業、6. 主な事業の売上（収入）金額における

観光割合、7. 主な事業の売上（収入）金額の月別内訳等、8. 年間営業費用の項目別内訳及び支払先地域別割合、9. 相手先別収入額の割合と電子商取引の割合、10. 事業の実施状況

○一般統計調査の中止

【調査名】 農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査

【通知年月日】 平成23年10月14日

【実施機関】 農林水産省消費・安全局消費者情報官

【目的】 本調査は、教育ファームの推進に取り組んでいる市区町村の現状を把握し、食育推進基本計画の目標達成に必要な施策を講じるために必要な資料を整備することを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）下で平成18年から「届出統計調査」として行われてきたものであるが、全部改正された新統計法（平成19年法律第53号）により、一般統計調査として扱われることになった。平成22年調査をもって中止された。

【備考】 [中止理由] 本調査は、教育ファームの推進に取り組んでいる市町村の現状を把握し、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき策定された食育推進基本計画の目標達成に必要な施策を講じるために、必要な資料を整備することを目的として実施してきた。

本調査は、平成18年度から5年間実施しており、本調査結果は、「食育推進基本計画」（平成18年3月31日公表）で定められた目標である、「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」として、現状値が「食育白書」や農林水産省の政策評価で利用されてきた。

しかし、「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月31日決定）において農林漁業体験に関わる目標について、「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」から「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」に変更されたこと、教育ファームについては、これまでの調査により、必要なデータが収集できたことから、継続して調査を実施する必要性が乏しくなった。

以上のことから、本調査を中止することとしたものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 ワーク・ライフ・バランス取組状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月4日

【実施機関】 千葉県商工労働部雇用労働課

【目的】 本調査は、企業の「仕事と家庭の両立」に関する意識や実態把握のため、企業の仕事と家庭の両立に関する意識や実態の変化を探り、県の施策の効果を検証するための基礎資料とすることを、目的とする。

【調査の構成】 1-ワーク・ライフ・バランス取組状況調査 調査票

※

【調査票名】 1-ワーク・ライフ・バランス取組状況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 千葉県地域 (単位) 事業所 (属性) 民営事業所のうち法人に属するもの
(抽出枠) 平成21年経済センサス-基礎調査の事業所名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,600 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入)
自計 (把握時) 平成23年11月1日 (系統) 千葉県一報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年11月下旬～12月中旬

【調査事項】 1. 業種、2. 過去5年間の売上高の傾向、3. 男女別常用雇用者数、4. 男女別派遣・請負受入社員数、5. 女性管理職の割合、6. 残業の状況、7. 出産・子育て及び要介護退職者に係る再雇用制度の状況、8. 育児休業制度の状況、9. テレワーク導入の状況、10. 仕事と個人の生活等の両立支援制度の状況及び次世代育成支援行動計画に係る策定・届出の状況

【調査名】 市内企業実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月4日

【実施機関】 大阪市経済局総務部企画課

【目的】 本調査は、企業を取り巻く厳しい経済状況を踏まえ、市内企業の経営実態や課題・ニーズ等を把握することで、現状の施策の検証や施策課題の抽出・検討を行い、今後の施策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－市内企業実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－市内企業実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業（通信業及び放送業を除く。）」、「運輸業、郵便業（鉄道業、水運業、航空運輸業及び郵便業を除く。）」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関を除く。）」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業（学校教育を除く。）」、「医療、福祉」（保健衛生を除く。）、「サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。）」に属する民営事業所（支所・支社・支店を除く。）（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000/150,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）調査票の配布：大阪市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－大阪市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月11日～11月11日

【調査事項】 1. 企業概要について、2. 主な顧客・販売市場や実績について、3. 経営上の課題等について、4. 事業承継について、5. 現在、並びに今後の事業展開に向けた取組について、6. 大阪市の中小企業施策について

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月5日

【実施機関】 福井県健康福祉部健康増進課

【目的】 「元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）に基づく施策の評価を行うとともに、次期計画の基礎資料とするため、国民健康・栄養調査に準じた方法により県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣等を明らかにすることを目的に調査を実施する。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票1 4－生活習慣調査票2

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重：満1歳以上、腹囲測定：満6歳以上、血圧測定：満15歳以上、1日の運動量（歩行数）：満15歳以上、血液検査：満20歳以上、問診（服薬状況、運動）：満20歳以上）（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,750/806,500（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成23年10月～11月中の任意の1日（系統）福井県－各健康福祉センター－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年10月11日～12月26日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 血圧、4. 血液検査 等

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,750/806,500（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年10月～11月中の任意の1日（系統）福井県－各健康福祉センター－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年10月11日～12月26日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票1

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）満15歳以上の世帯員（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,520/699,100（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年10月～11月中の任意の1日（系統）福井県－各健康福祉センター－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年10月11日～12月26日

【調査事項】 1. 運動状況、2. 喫煙状況、3. 歯の状況等

※

【調査票名】 4－生活習慣調査票2

【調査対象】 (地域) 福井県全域 (単位) 個人 (属性) 満14歳以下の世帯員 (抽出枠) 平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 230/107,400 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月～11月中の任意の1日 (系統) 福井県－各健康福祉センター－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年10月11日～12月26日

【調査事項】 1. 間食の状況、2. 歯の状況等

【調査名】 東日本大震災避難者アンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月5日

【実施機関】 大阪府政策企画部危機管理室

【目的】 本調査は、東日本大震災により大阪府に避難し、生活している人々の現状等を把握し、今後のより良い支援施策に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1－東日本大震災避難者アンケート調査票

※

【調査票名】 1－東日本大震災避難者アンケート調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）世帯 （属性）大阪府内に避難した、全国避難者情報システムに登録した者（世帯） （抽出枠）全国避難者情報システム

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,488 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計（把握時）平成23年10月現在 （系統）大阪府－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月15日～10月25日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 避難状況、3. 情報の入手方法、4. 就労状況、5. 生活状況、6. 期待する支援、7. 今後の予定

【調査名】 石川県医療機能基礎調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月14日

【実施機関】 石川県健康福祉部地域医療推進室

【目的】 本調査は、石川県内の医療機関の機能及び患者の動向を把握し、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－石川県医療機能基礎調査票（病院用） 2－石川県医療機能基礎調査票（一般診療所用） 3－石川県医療機能基礎調査票（歯科診療所用）

※

【調査票名】 1－石川県医療機能基礎調査票（病院用）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査期日時点で開設している全ての医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。） （抽出枠）石川県で把握している病院及び診療所の台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）101 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）石川県－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成23年10月19日～11月11日

【調査事項】 1. 施設名、2. 施設の所在地、3. 従事者数、4. 患者数、5. 主な診療機器・設備、6. 手術等の実施状況及びその医療機関の機能に関連する事項

※

【調査票名】 2－石川県医療機能基礎調査票（一般診療所用）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査期日時点で開設している全ての医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。） （抽出枠）石川県で把握している病院及び診療所の台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）891 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）石川県－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成23年10月19日～11月11日

【調査事項】 1. 施設名、2. 施設の所在地、3. 従事者数、4. 患者数、5. 主な診療機器・設備、6. 手術等の実施状況及びその医療機関の機能に関連する事項

※

【調査票名】 3－石川県医療機能基礎調査票（歯科診療所用）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）調査期日時点で開設している全ての医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。） （抽出枠）石川県で把握している病院及び診療所の台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）503 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）石川県－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (原則として5年) (実施期日) 平成23年10月19日～11月11日

【調査事項】 1. 施設名、2. 施設の所在地、3. 従事者数、4. 患者数、5. 主な診療機器・設備、6. 手術等の実施状況及びその医療機関の機能に関連する事項

【調査名】 石川県入院患者一日調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月14日

【実施機関】 石川県健康福祉部地域医療推進室

【目的】 本調査は、石川県内における医療圏ごとの入院患者の流入及び流出の実態を明らかにすることにより、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－石川県入院患者一日調査 調査票

※

【調査票名】 1－石川県入院患者一日調査 調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）石川県内の病床を有する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。） （抽出枠）石川県で把握している病院及び診療所の台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）194 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）石川県一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成23年10月19日～11月11日

【調査事項】 1. 病床数、2. 入院患者数及び入院患者の住所に関連する事項

【調査名】 大阪市民のスポーツに関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月17日

【実施機関】 大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部

【目的】 本調査は、市民のスポーツと健康に関する意識と現状を把握し、スポーツ施策に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1－大阪市民のスポーツに関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－大阪市民のスポーツに関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市内在住満20歳以上の男女（抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400／2, 131, 967 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）調査票の配布：大阪市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－大阪市

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として1年。ただし5年毎に拡大調査を行う。） （実施期日）平成24年1月10日～1月24日

【調査事項】 1. スポーツ実施率、2. スポーツ観戦の参加率等

【調査名】 住宅用火災警報器設置状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月17日

【実施機関】 鳥取県危機管理局消防防災課

【目的】 平成23年6月から鳥取県内の全ての住宅について設置が義務化された住宅用火災警報器の市町村別の普及率を調査し、各市町村の普及啓発への取組を促進させる。

【調査の構成】 1－住宅用火災警報器設置状況調査票

※

【調査票名】 1－住宅用火災警報器設置状況調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯 （属性）一般世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/208,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月17日～11月18日 （系統）
県－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月17日～11月18日

【調査事項】 1. 居住している市町村、2. 住宅の所有関係、3. 住宅の建て方、4. 住宅用火災警報器の設置状況、5. 義務化についての認知度、6. 義務化を知ったツール、7. 設置に至った経緯、8. 今後の購入予定等

【調査名】 石川県外国人観光客動態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月18日

【実施機関】 石川県観光交流局交流政策課

【目的】 本調査は、石川県を訪れる外国人観光客の動態を把握し、今後の海外誘客施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成23年度石川県外国人観光客動態調査 調査票

※

【調査票名】 1－平成23年度石川県外国人観光客動態調査 調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）石川県を訪れる外国人観光客 （抽出
枠）調査箇所（金沢駅、兼六園、小松空港、和倉温泉）を訪れる外国人観光客

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,500 （配布）調査員 （収集）調査員 （記
入）他計 （把握時）平成23年度10月並びに3月のそれぞれ1か月間 （系統）石
川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月1日～10月31日、平成24
年3月1日～3月31日

【調査事項】 1. 回答者概要（1）性別、（2）年代、（3）出身国・地域、（4）来県・来日回数、
2. 旅行形態（1）人数、（2）旅行日数・費用、（3）旅行ルート、（4）情報取得手段
等

【調査名】 飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月20日

【実施機関】 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

【目的】 熊本県健康増進計画及び熊本県がん対策推進計画の指標の基礎データとして、飲食店・宿泊業における分煙状況を把握し、受動喫煙防止対策を重点的に推進する。

【調査の構成】 1－飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－飲食店・宿泊業における受動喫煙防止対策及びがん検診状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「宿泊業, 飲食サービス業」に属する事業所であって、従業員数10人以上の事業所（抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,600 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）平成24年1月20日現在 （系統）熊本県－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年1月20日～2月3日

【調査事項】 1. 受動喫煙の防止について、2. 職場における喫煙対策のためのガイドラインについて、3. 施設内の受動喫煙防止対策について、4. 従業員のがん検診について

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月21日

【実施機関】 秋田県健康福祉部健康推進課

【目的】 秋田県民の食生活や生活習慣の状況を把握し、さらに経年変化や全国レベルとの違いを見ることにより今後の健康づくりや生活習慣病予防対策の推進に必要な基礎資料を得るとともに、「健康秋田21計画」の評価や県健康増進計画の食育関連の指標として活用する。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－みそ汁等調査票 4－食生活状況調査票

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）秋田県内在住の男女（満1歳以上の世帯員） （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,290/1,086,571 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 胸囲等

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人及び世帯員 （属性）秋田県内在住の男女（満1歳以上の世帯員及び世帯） （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,290人/1,086,571人 431世帯/399,529世帯 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 身体状況、4. 食物摂取状況等

※

【調査票名】 3－みそ汁等調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）世帯 （属性）秋田県内在住の男女（世帯） （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）470/399,529 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 摂取した杯数、2. 量（重さ）、3. つくり方等

※

【調査票名】 4－食生活状況調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）秋田県内在住の男女（満15歳以上の

世帯員) (抽出枠) 国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 135 / 961, 263 (配布) 調査員 (取
集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成23年11月を中心とした前後1か月以内
の平日1日 (系統) 秋田県 - (秋田市) - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 間食、2. 外食、3. 欠食の状況等

【調査名】 県民歯科疾患実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月21日

【実施機関】 秋田県健康福祉部健康推進課

【目的】 秋田県民の歯科保健に関する意識や保健行動、歯科疾患の現状を把握し、今後の県及び市町村における「8020運動」の推進並びに平成24年度に見直し予定の「健康秋田21計画」の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－口腔診査票 2－歯科保健アンケート調査票（15歳以上用） 3－歯科保健アンケート調査票（満1歳～14歳以下用）

※

【調査票名】 1－口腔診査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）満1歳以上の世帯員 （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,400／1,086,571 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－民間事業者（秋田県歯科医師会）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 歯の状況、2. 補綴の状況、3. 口腔清掃状態、4. 歯肉の状況、5. 顎関節の所見等

※

【調査票名】 2－歯科保健アンケート調査票（15歳以上用）

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）満15歳以上の世帯員 （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,232／961,263 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－民間事業者（秋田県歯科医師会）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 歯や口の健康状態、2. 歯科検診・治療の状況等

※

【調査票名】 3－歯科保健アンケート調査票（満1歳～14歳以下用）

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）満1歳～14歳の世帯員 （抽出枠）国民生活基礎調査で設定された調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）168／117,914 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年11月を中心とした前後1か月以内の平日1日 （系統）秋田県－（秋田市）－民間事業者（秋田県歯科医師会）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月を中心とした前後1か月以内

【調査事項】 1. 虫歯予防、2. 間食の状況、3. 歯みがきの状況

【調査名】 高速鉄道交通調査（OD調査）（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月21日

【実施機関】 神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課

【目的】 本調査は、神戸市高速鉄道の今後の運輸計画策定等の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－交通調査カード 調査票

※

【調査票名】 1－交通調査カード 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市内一部地域（中央区・兵庫区・長田区・須磨区・西区） （単位）個人
（属性）神戸市高速鉄道利用者 （抽出枠）神戸市高速鉄道各駅において乗車する旅客

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計
（把握時）平成23年11月17日現在 （系統）神戸市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年11月17日

【調査事項】 1. 利用した乗車券の種類、2. 乗車前の交通手段、3. 乗車駅及び降車駅

【調査名】 高知県推計人口調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月24日

【実施機関】 高知県総務部統計課

【目的】 本調査は、国勢調査の間における、高知県内市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、各種行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－高知県推計人口調査 調査票

※

【調査票名】 1－高知県推計人口調査 調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）地方公共団体 （属性）市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）34 （配布）オンライン（電子メール）・FAX （収集）オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）毎月1日～月末（平成23年11月調査は、平成22年10月1日～23年10月31日） （系統）高知県一報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）平成22年10月～23年10月分：平成23年11月10日、平成23年11月分以降：翌月10日

【調査事項】 月末現在の住民基本台帳掲載世帯数

【調査名】 平成23年度「子ども・子育て新システム」への対応に向けたニーズ調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月25日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局子育て家庭部保育企画室

【目的】 国において、平成25年度施行に向け検討されている「子ども・子育て新システム」のうち、こども園給付（仮称）の実施に関する基礎となる保育等の市民ニーズやその提供体制などの現状について調査を行うもの。

【調査の構成】 1－調査票A（保護者用） 2－調査票B（事業者用）

※

【調査票名】 1－調査票A（保護者用）

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）個人 （属性）0～5歳までの子どもの保護者（抽出枠）住民基本台帳、民間保育所名簿、私立幼稚園名簿、（保育所実施型）家庭保育室名簿、（個人実施型）家庭保育室名簿、事業所内・認可外保育所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び全数 （客体数）14,200/118,365 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）0歳～5歳までの子どもの保護者：名古屋市－民間事業者－報告者、認可外保育施設等に子どもを預ける保護者：名古屋市－民間事業者－事業所内・認可外保育所事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年11月10日～11月30日

【調査事項】 1. 年齢、2. 世帯構成、3. 居住区、4. 就労実態、5. 将来の就労希望、6. 子育てサービスの利用状況・利用経験・利用理由、7. 将来のライフスタイル、8. 保育所及び幼稚園入所の潜在的ニーズ、9. 多様な保育・教育サービスの潜在的ニーズ、10. 拡充を希望する子育てサービス

※

【調査票名】 2－調査票B（事業者用）

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）事業者 （属性）民間保育所、民間幼稚園、家庭保育室（個人実施型・保育所実施型）、事業所内保育施設、その他認可外保育施設等の子育てサービスを提供している事業者（抽出枠）民間保育所名簿、私立幼稚園名簿、（保育所実施型）家庭保育室名簿、（個人実施型）家庭保育室名簿、事業所内・認可外保育所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）名古屋市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年11月10日～11月30日

【調査事項】 1. 施設種別、2. 施設設備、3. 職員状況（資格等）、4. 開所日、5. 利用料、6. 現行制度での参入意向調査、7. 「子ども・子育て新システム」への対応に向けた意向調査

【調査名】 津波避難対策に係るアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月26日

【実施機関】 大阪府政策企画部危機管理室保安対策課

【目的】 本調査は、石油コンビナート地区における津波避難対策を検討する基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－津波避難対策に係るアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－津波避難対策に係るアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪北港地区、堺・泉北臨海地区 （単位）事業所 （属性）大阪地区内の事業所 （抽出枠）平成22年度堺泉北事業所名簿、大阪北港地区事業所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）720 （配布）FAX （収集）FAX （記入）自計（把握時）平成23年10月現在 （系統）大阪府－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年11月21日～11月30日

【調査事項】 1. 人数、2. 避難対策、3. 避難する建物、4. 貴社が所有する施設の維持管理

【調査名】 栃木県在宅医療実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月27日

【実施機関】 栃木県保健福祉部保健福祉課

【目的】 栃木県における在宅医療の実施状況や関係機関の連携状況などの実態を把握し、今後の施策推進のための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－栃木県在宅医療実態調査・調査票（病院用） 2－栃木県在宅医療実態調査・調査票（一般診療所用） 3－栃木県在宅医療実態調査・調査票（訪問看護ステーション用） 4－栃木県在宅医療実態調査・調査票（歯科診療所用） 5－栃木県在宅医療実態調査・調査票（薬局用） 6－栃木県在宅医療実態調査・調査票（地域包括支援センター用） 7－栃木県在宅医療実態調査・調査票（障害者相談支援事業所用） 8－栃木県在宅医療実態調査・調査票（介護老人保健施設用） 9－栃木県在宅医療実態調査・調査票（居宅介護支援事業所用）

※

【調査票名】 1－栃木県在宅医療実態調査・調査票（病院用）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）保健・医療施設（属性）病院（抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）110（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年10月1日又は10月1日～10月31日（系統）栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の実施の有無、2. 在宅医療の実施体制、3. 在宅医療の実施内容、4. 関係機関との連携状況、5. 在宅医療に関する理解、6. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 2－栃木県在宅医療実態調査・調査票（一般診療所用）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）保健・医療施設（属性）一般診療所（抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,461（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年10月1日又は10月1日～10月31日（系統）栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の実施の有無、2. 在宅医療の実施体制、3. 在宅医療の実施内容、4. 関係機関との連携状況、5. 在宅医療に関する理解、6. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 3－栃木県在宅医療実態調査・調査票（訪問看護ステーション用）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）保健・医療施設（属性）訪問看護ステーション（抽出枠）訪問看護ステーション事業所一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）56（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年10月1日又は10月1日～10月31日（系統）栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 訪問看護の実施体制、2. 訪問看護の実施状況、3. 関係機関との連携状況、4. 在宅医療に関する理解、5. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 4－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (歯科診療所用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 歯科診療所 (抽出枠) 栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 994 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の実施の有無、2. 在宅医療の実施体制、3. 在宅医療の実施内容、4. 関係機関との連携状況、5. 在宅医療に関する理解、6. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 5－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (薬局用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 薬局 (抽出枠) 薬局等許認可台帳

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 787 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の実施状況、2. 在宅医療の実施体制、3. 在宅医療の実施内容、4. 関係機関との連携状況、5. 在宅医療に関する理解、6. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 6－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (地域包括支援センター用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 地域包括支援センター (抽出枠) 社会福祉施設等要覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 83 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の相談対応、2. 関係機関との連携状況、3. 在宅医療に関する理解、4. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 7－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (障害者相談支援事業所用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 障害者相談支援事業所 (抽出枠) 栃木県障害者福祉ガイド

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 34 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県－民間事

業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の相談対応、2. 関係機関との連携状況、3. 在宅医療に関する理解、
4. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 8－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (介護老人保健施設用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 介護老人保健施設 (抽出
枠) 社会福祉施設等要覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 62 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把
握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県一民間事
業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療(居宅生活)への支援、2. 関係機関との連携状況、3. 在宅医療に関
する理解、4. 在宅医療実施上の課題等

※

【調査票名】 9－栃木県在宅医療実態調査・調査票 (居宅介護支援事業所用)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 居宅介護支援事業所 (抽
出枠) 社会福祉施設等要覧

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 138 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把
握時) 平成23年10月1日又は10月1日～10月31日 (系統) 栃木県一民間事
業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月4日～12月5日

【調査事項】 1. 在宅医療の相談対応、2. 関係機関との連携状況、3. 在宅医療に関する理解、
4. 在宅医療実施上の課題等

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月31日

【実施機関】 和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課

【目的】 和歌山県民の健康状態、食生活の状況、栄養摂取量を把握し、県民の健康づくり及び生活習慣病の予防対策に必要な基礎数値を得るとともに、「和歌山県健康増進計画」の策定・評価に活用することを目的とする。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣・健康意識調査票（14歳以下用） 4－生活習慣・健康意識調査票（15歳以上20歳未満用） 5－生活習慣・健康意識調査票（20歳以上用）

【備考】 本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重：満1歳以上、胸囲：満6歳以上、血圧：満15歳以上、1日の運動量（歩行数）：満15歳以上、血液検査：満20歳以上、問診：満20歳以上）（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,300/1,023,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）11月～12月中の任意の1日（系統）和歌山県－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年（実施期日）平成23年11月10日～12月28日

【調査事項】 1. 身長・体重、2. 腹囲、3. 血圧、4. 1日の運動量（歩行数）、5. 血液検査、6. 問診

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）900世帯/388,000世帯 2,300人/1,023,000人（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）11月～12月中の任意の1日（系統）和歌山県－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年（実施期日）平成23年11月10日～12月28日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況

※

【調査票名】 3－生活習慣・健康意識調査票（14歳以下用）

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）個人 （属性）満14歳以下の世帯員又は世帯員の保護者（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)300/135,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)11月～12月中の任意の1日 (系統)和歌山県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)おおむね5年 (実施期日)平成23年11月10日～12月28日

【調査事項】 1. 食生活、2. 歯の健康

※

【調査票名】 4－生活習慣・健康意識調査票(15歳以上20歳未満用)

【調査対象】 (地域)和歌山県全域 (単位)個人 (属性)満15歳以上満20歳未満の世帯員 (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)200/5,300 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)11月～12月中の任意の1日 (系統)和歌山県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)おおむね5年 (実施期日)平成23年11月10日～12月28日

【調査事項】 1. 食生活、2. 歯の健康

※

【調査票名】 5－生活習慣・健康意識調査票(20歳以上用)

【調査対象】 (地域)和歌山県全域 (単位)個人 (属性)満20歳以上の世帯員 (抽出枠)平成22年国民生活基礎調査対象地区及び平成23年国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,900/839,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)11月～12月中の任意の1日 (系統)和歌山県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)おおむね5年 (実施期日)平成23年11月10日～12月28日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動、3. 休養(睡眠)、4. 飲酒、5. 喫煙、6. 歯の健康等に関する生活習慣全般

(2) 変更

【調査名】 京都府民健康・栄養調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月3日

【実施機関】 京都府健康福祉部健康対策課

【目的】 本調査は、京都府民の生活実態や意識を把握し、評価・分析することにより、「京都府保健医療計画」及び「きょうと健やか21」の現状値を把握し、地域における健康づくりや生活習慣病予防等の具体的な取組を進めるための基礎資料とする。

【沿革】 平成18年に、調査の名称が「府民健康づくり・栄養調査」から「平成18年府民健康・栄養調査」に変更された。平成23年に、調査の名称が「京都府民健康・栄養調査」に変更された。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票（20歳以上用）
4－生活習慣調査票（15～19歳用） 5－生活習慣調査票（15歳以上用） 6－生活習慣調査票（小学生・中学生用） 7－生活習慣調査票（1歳～小学校就学前用）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか生活習慣調査票の対象年齢区分及び調査対象数の変更、国調査の調査事項の変更に準ずる変更等。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重・腹囲：6歳以上、
血圧：15歳以上、血液検査実施の有無・問診：20歳以上） （抽出枠）平成17年
国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,700/2,500,000 （配布）調査員
（収集）調査員 （記入）他計 （把握時）調査実施年の11月中の1日 （系統）京
都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5～6年） （実施期日）平成23年11月1日～1
1月30日

【調査事項】 1. 身体計測、2. 血圧測定、3. 血液検査実施の有無、4. 問診（服薬状況、運動
の実施状況）

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）
（抽出枠）平成17年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800世帯/1,000,000世帯 （配布）
調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月中の1日（日
曜及び祝日を除く。） （系統）京都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5～6年） （実施期日）平成23年11月1日～1
1月30日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況、4. 1日の運動量〔歩行数〕（1
5歳以上）

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票（20歳以上用）

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）世帯員（満20歳以上） （抽出枠）平成23年国民健康・栄養調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）270 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月中の1日（日曜及び祝日を除く。）（栄養摂取状況調査と同日） （系統）京都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5～6年） （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動、3. 休養（睡眠）、4. 飲酒、5. 喫煙、6. 歯の健康等に関する生活習慣全般

※

【調査票名】 4－生活習慣調査票（15～19歳用）

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）世帯員（満15～19歳（中学生は除く。）） （抽出枠）平成23年国民健康・栄養調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）30 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月中の1日（日曜及び祝日を除く。）（栄養摂取状況調査と同日） （系統）京都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5～6年） （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動、3. 休養（睡眠）等に関する生活習慣全般

※

【調査票名】 5－生活習慣調査票（15歳以上用）

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）世帯員（満15歳以上（中学生は除く。）） （抽出枠）平成17年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,400/2,300,000 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月中の1日（日曜及び祝日を除く。）（栄養摂取状況調査と同日） （系統）京都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5～6年） （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動等に関する生活習慣全般

※

【調査票名】 6－生活習慣調査票（小学生・中学生用）

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）世帯員（小学生・中学生） （抽出枠）平成17年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）340/230,000 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月中の1日（日曜及び祝日を除く。）（栄養摂取状況調査と同日） （系統）京都府－調査員（保健所職員）－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (原則として5～6年) (実施期日) 平成23年11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動等に関する生活習慣全般

※

【調査票名】 7－生活習慣調査票 (1歳～小学校就学前用)

【調査対象】 (地域) 京都府全域 (単位) 個人 (属性) 世帯員 (満1歳～小学校就学前) (抽出枠) 平成17年国勢調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 110 / 110,000 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の11月中の1日 (日曜及び祝日を除く。) (栄養摂取状況調査と同日) (系統) 京都府－調査員 (保健所職員) 一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (原則として5～6年) (実施期日) 平成23年11月1日～1月30日

【調査事項】 1. 食生活、2. 身体活動・運動等に関する生活習慣全般

【調査名】 平成23年度母子世帯等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月3日

【実施機関】 福岡県福祉労働部児童家庭課

【目的】 本調査は、母子世帯等の福祉施策の充実及び効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-家庭実態調査 調査票（母子世帯用） 2-家庭実態調査 調査票（父子世帯用）
3-家庭実態調査 調査票（養育者世帯用）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲から久留米市を除くとともに、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-家庭実態調査 調査票（母子世帯用）

【調査対象】 （地域）福岡県全域（福岡市、北九州市、久留米市を除く。） （単位）世帯（属性）母子世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,750/37,117（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年11月1日現在（系統）福岡県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況について、2. 仕事について、3. 住宅について、4. 生活実態について、5. 健康状況について、6. お子さんのことについて、7. 生活状況について、8. 母子家庭のための福祉施策について等

※

【調査票名】 2-家庭実態調査 調査票（父子世帯用）

【調査対象】 （地域）福岡県全域（福岡市、北九州市、久留米市を除く。） （単位）世帯（属性）父子世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/5,438（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年11月1日現在（系統）福岡県一民間事業者一調査員一報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況について、2. 仕事について、3. 住宅について、4. 生活実態について、5. 健康状況について、6. お子さんのことについて、7. 生活状況について、8. 父子家庭のための福祉施策について等

※

【調査票名】 3-家庭実態調査 調査票（養育者世帯用）

【調査対象】 （地域）福岡県全域（福岡市、北九州市、久留米市を除く。） （単位）世帯（属性）養育者世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000/1,083（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年11月1日現在（系統）福岡県一民間事業者一調査員一報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況について、2. 住宅について、3. 生活実態について、4. 健康状況

について、5. お子さんのことについて等

【調査名】 県民所得統計に関する特別調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月4日

【実施機関】 山梨県企画県民部統計調査課

【目的】 民間事業所及び公的機関の収支決算状況等を明らかにし、県民所得統計の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1－財政収支調査票（甲） 2－財政収支調査票（乙） 3－財政収支調査票（丙）
4－財政収支調査票（NO31～34、36～39、46～48） 5－営業収支調査票

【備考】 今回の変更は、財政収支調査票（乙）及び財政収支調査票（丙）に係る調査対象範囲の変更等。

※

【調査票名】 1－財政収支調査票（甲）

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）その他 （属性）国の機関（一般会計及び非企業特別会計）（抽出枠）山梨行政評価事務所資料、県業務資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）
郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間 （系統）山梨県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月頃

【調査事項】 1. 収支決算状況、2. 職員数、3. 建物延面積、4. 消費税関連状況

※

【調査票名】 2－財政収支調査票（乙）

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）その他 （属性）国の機関（企業特別会計）、公社、
公庫及び独立行政法人（財政収支調査（丙）に該当する機関を除く）（抽出枠）山梨行政評価事務所資料、県業務資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）20 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）
郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間 （系統）山梨県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月頃

【調査事項】 1. 収支決算状況、2. 職員数、3. 有形固定資産状況、4. 棚卸資産状況、5. 消費税関連状況

※

【調査票名】 3－財政収支調査票（丙）

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）その他 （属性）一般政府に分類される独立行政法人、
国立大学法人及び公立大学法人 （抽出枠）山梨行政評価事務所資料、県業務資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）20 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）
郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間 （系統）山梨県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月頃

【調査事項】 1. 収支決算状況、2. 職員数、3. 建物延面積、4.、有形固定資産状況、5. 棚卸資産状況、6. 消費税関連状況

※

【調査票名】 4－財政収支調査票（NO31～34、36～39、46～48）

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）事業所 （属性）共済組合、一部事務組合、基金関係機関、国の関係機関 （抽出枠）県業務資料等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）50 （配布）郵送・オンライン（電子メール） （収集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間 （系統）山梨県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月頃

【調査事項】 1. 収支決算状況、2. 職員数、3. 建物延面積、4. 組合員数、5. 国有林野面積等

※

【調査票名】 5－営業収支調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）その他 （属性）日本標準産業分類における、中分類の「電気業」、中分類の「ガス業」、中分類の「放送業」、大分類の「運輸業、郵便業」のうちロープウェイを含む鉄道業（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く。）及び有料道路業、大分類の「金融業、保険業」のうち協同組織金融業、信用保証機関及び共済事業・小額短期保険業に該当する団体 （抽出枠）県業務資料、電話帳等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）40 （配布）郵送・オンライン（電子メール） （収集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間 （系統）山梨県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月頃

【調査事項】 1. 収支決算状況、2. 有形固定資産状況等

【調査名】 中小企業労働条件等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月5日

【実施機関】 東京都労働相談情報センター相談調査課

【目的】 事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件、意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料とする。

【調査の構成】 1-パートタイマーの実態調査（事業所票） 2-パートタイマーの実態調査（個人票） 3-派遣労働（常用型）に関する実態調査（特定・派遣元事業所票） 4-派遣労働に関する実態調査（派遣先事業所票） 5-派遣労働に関する実態調査（常用型派遣社員票） 6-契約社員に関する実態調査（事業所調査票） 7-契約社員に関する実態調査（契約社員調査票）

【備考】 本調査は、1. パートタイマーに関する実態調査、2. 派遣労働者に関する実態調査、3. 契約社員に関する実態調査、4. 賃金・労働時間等に関する実態調査の4種類を毎年ローテーションで行うものであり、平成23年は、このうち、3. 契約社員に関する実態調査について行うものである。

※

【調査票名】 1-パートタイマーの実態調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が10人以上の民営事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/128,194 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月1日現在 （系統）東京都一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成21年10月1日～10月19日

【調査事項】 1. 回答者の属性（事業所規模、業種等）、2. 労働条件（賃金、労働時間等）、3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等）、4. 行政機関への要望事項等

※

【調査票名】 2-パートタイマーの実態調査（個人票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）個人 （属性）事業所調査の結果協力を得られた事業所の従業員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月1日現在 （系統）東京都一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成21年11月2日～11月20日

【調査事項】 1. 回答者の属性（性別、年齢、職種等）、2. 労働条件（賃金、労働時間等）、3. 各種制度（福利厚生、教育訓練等）、4. 行政機関への要望事項等

※

【調査票名】 3-派遣労働（常用型）に関する実態調査（特定・派遣元事業所票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）事業所 （属性）都内で届出をしている特定労働者派遣事業所のうち、常用雇用者が30人以上の事業所

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 000 / 13, 971 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 調査票の配布: 東京都一民間事業者一報告者、調査票の回収: 報告者一東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 平成22年10月1日～10月22日

【調査事項】 1. 報告者の属性(事業所規模、業種等)、2. 労働条件(賃金、労働時間等)、3. 各種制度(福利厚生、教育訓練等)、4. 法改正に対する要望事項等

※

【調査票名】 4-派遣労働に関する実態調査(派遣先事業所票)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。)(単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「医療、福祉」に属する事業所のうち常用雇用者が30人以上の民営事業所(抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 000 / 128, 194 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 調査票の配布: 東京都一民間事業者一報告者、調査票の回収: 報告者一東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 平成22年10月1日～10月22日

【調査事項】 1. 報告者の属性(事業所規模、業種等)、2. 労働条件(賃金、労働時間等)、3. 各種制度(福利厚生、教育訓練等)、4. 法改正に対する要望事項等

※

【調査票名】 5-派遣労働に関する実態調査(常用型派遣社員票)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。)(単位) 個人 (属性) 派遣元事業所調査の結果協力を得られた事業所の従業員

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 調査票の配布: 東京都一民間事業者一報告者、調査票の回収: 報告者一東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 平成22年11月1日～11月24日

【調査事項】 1. 報告者の属性(職種等)、2. 労働条件(賃金、労働時間等)、3. 各種制度(福利厚生、教育訓練等)、4. 法改正に対する要望事項等

※

【調査票名】 6-契約社員に関する実態調査(事業所調査票)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。)(単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が30人以上の民営事業所(抽出枠) 平成21年経済センサス-基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3, 000 / 42, 951 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在 (系統) 調査票の配布: 東京都一民間事業者一報告者、調査票の回収: 報告者一東京都

【周期・期日】 (周期) 4年 (実施期日) 平成23年9月20日～10月11日

【調査事項】 1. 報告者の属性(事業所規模、業種、職種等)、2. 有期雇用労働者の活用時期・

活用理由、3. 契約社員の現状（年代、男女別人数）、4. 契約社員の労働条件（賃金、労働時間等）・各種制度（福利厚生、教育訓練等）、5. 有期雇用労働者の活用に関する意識、6. 行政機関への要望事項等

※

【調査票名】 7－契約社員に関する実態調査（契約社員調査票）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）個人 （属性）事業所調査の協力が得られた事業所に従事する契約社員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）調査票の配付：東京都－民間事業者－事業所－報告者、調査票の回収：報告者－東京都

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成23年10月18日～11月15日

【調査事項】 1. 報告者の属性（性別、年代、勤務先の主要事業内容等）、2. 契約社員になる前の勤務経験、3. 契約社員の仕事を選んだ理由、4. 現在の契約期間及び継続勤務期間、5. 契約の業務内容・労働条件、6. 労働条件の通知の状況及びその実態、7. 研修（教育訓練）、8. 育児・介護休業制度の利用、9. 契約期間中の中途解約・中途退職等

【調査名】 中小企業金融に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月6日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目的】 中小企業を取り巻く環境や金融情勢の変化に適切に対応し、一層効果的な中小企業支援を実施するためには、制度融資の充実・再編や金融施策間の相互連携を図るなど、その方策を検討していくことが重要である。こうした検討を行うに当たり、基礎資料とするため、金融施策に関する調査を実施し、その結果を基に、施策や予算要求、制度融資の見直しに活用していくため、本調査を実施する。

【調査の構成】 1－中小企業金融に関するアンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査周期を年1回から年2回に変更、調査員調査から郵送調査に変更及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業金融に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）金融機関 （属性）東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関 （抽出枠）東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）82 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）第1回：10月末日、第2回：12月末日 （系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年2回 （実施期日）第1回：11月上旬から2週間、第2回：1月中旬から2週間

【調査事項】 1. 都内中小企業向け金融環境（最近の貸出金利、今後の見通しなど）、2. 東日本大震災の影響、3. 今後の中小企業に対する金融支援策（支援の充実が望まれる資金など）、4. 東京都中小企業制度融資（改善すべき点など）、5. 制度融資（預託金など）、6. その他（行政への意見・提案）

【調査名】 東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月6日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目的】 中小企業を取り巻く環境や金融情勢の変化に適切に対応し、一層効果的な中小企業支援を実施するためには、制度融資の充実・再編や金融施策間の相互連携を図るなど、その方策を検討していくことが重要である。こうした検討を行うに当たり、基礎資料とするため、金融施策に関する調査を実施し、その結果を基に、施策や予算要求、制度融資の見直しに活用していくため、本調査を実施する。

【沿革】 平成22年に、調査の名称が「東京都中小企業制度融資等に関する調査」から「東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査」に変更された。

【調査の構成】 1－東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査周期を年1回から年2回に変更及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）東京都内中小企業 （抽出枠）民間事業者が所有する都内全企業のリスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/200,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）第1回：10月末日、第2回：12月末日 （系統）東京都一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）年2回 （実施期日）第1回：11月上旬から2週間、第2回：1月中旬から2週間

【調査事項】 1. 金融環境（最近の借入金利、今後の見通しなど）、2. 東日本大震災の影響、3. 機械・設備担保融資、4. 東京都中小企業制度融資（改善すべき点など）、5. その他（行政への意見・提案）

【調査名】 北九州市母子世帯等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月7日

【実施機関】 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

【目的】 北九州市全域における「母子世帯」「父子世帯」「寡婦世帯」の生活実態及び要望事項等を把握し、今後の母子等福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1－北九州市家庭実態調査 調査票（母子） 2－北九州市家庭実態調査 調査票（父子） 3－北九州市家庭実態調査 調査票（寡婦）

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－北九州市家庭実態調査 調査票（母子）

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,750/15,120 （配布）郵送 （収集）

郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）調査票の配布：
北九州市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－北九州市

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 就労状況、3. 住宅の状況、4. 家計・生計の状況等

※

【調査票名】 2－北九州市家庭実態調査 調査票（父子）

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）世帯 （属性）父子世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,250/2,446 （配布）郵送 （収集）

郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）調査票の配布：
北九州市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－北九州市

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 就労状況、3. 住宅の状況、4. 家計・生計の状況等

※

【調査票名】 3－北九州市家庭実態調査 調査票（寡婦）

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）世帯 （属性）寡婦世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/35,864 （配布）郵送 （収集）

郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）調査票の配布：
北九州市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－北九州市

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月21日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 就労状況、3. 住宅の状況、4. 家計・生計の状況等

【調査名】 石川県廃棄物排出量実態調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年10月11日

【実施機関】 石川県環境部廃棄物対策課

【目的】 石川県内の廃棄物の発生及び処理処分、減量化及び再生利用等の状況を実施年度において業種別、種類別、地域別等に詳細に把握し、その現状分析と将来予測・解析等を行い、もって廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－廃棄物実態調査票 形式1 2－廃棄物実態調査票（建設業）形式2 3－産業廃棄物等に関する調査票（運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業）形式3 4－廃棄物実態調査票（医療機関）形式4 5－廃棄物実態調査票（宿泊業、飲食店）形式5 6－廃棄物実態調査票（自動車解体業・破砕業）形式6 7－産業廃棄物処理実績調査票（金沢市－産業廃棄物処分業）形式7 8－一般廃棄物処分実績調査票（一般廃棄物処分業）形式8

【備考】 今回の変更は、大規模調査と通常時の調査の統合。

※

【調査票名】 1－廃棄物実態調査票 形式1

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業（発電所、浄水場、下水処理場に限る。）」、「情報通信業（新聞業、印刷業に限る。）」、「運輸業、郵便業（鉄道業に限る。）」、「卸売業、小売業（各種商品卸売業、各種商品小売業に限る。）」、「学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関、写真業に限る。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）」、「教育、学習支援業（学校教育に限る。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（と畜場に限る。）」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿等

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,914/9,500 320/9,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）（系統）石川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査）（実施期日）11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 2－廃棄物実態調査票（建設業）形式2

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「建設業」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）754/7,500 250/7,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月

～3月) (系統) 石川県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 原則として毎年(おおむね5年に1回大規模調査) (実施期日) 11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 3-産業廃棄物等に関する調査票(運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業)形式3

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「運輸業、郵便業(道路旅客運送業、道路貨物運送業に限る。)」 「卸売業、小売業(自動車小売業、燃料小売業に限る。)」 「サービス業(他に分類されないもの)(自動車整備業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 488/3, 500 5/3, 500 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月～3月) (系統) 石川県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 原則として毎年(おおむね5年に1回大規模調査) (実施期日) 11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 4-廃棄物実態調査票(医療機関)形式4

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「医療、福祉(病院、一般診療所に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿等

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 200/750 10/750 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月～3月) (系統) 石川県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 原則として毎年(おおむね5年に1回大規模調査) (実施期日) 11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、

11. 資源化の用途

※

【調査票名】 5-廃棄物実態調査票（宿泊業、飲食店）形式5

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「宿泊業、飲食サービス業（宿泊業、飲食店に限る。）」に属する事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）565/7, 300 5/7, 300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月） （系統）石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）原則として毎年（おおむね5年に1回大規模調査） （実施期日）11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 6-廃棄物実態調査票（自動車解体業・破砕業）形式6

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業（他に分類されないもの）（自動車解体・破砕前処理業に限る。）」に属する事業所 （抽出枠）石川県自動車リサイクル法許可業者名簿、金沢市自動車リサイクル法許可業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）49 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月） （系統）石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）原則として毎年 （実施期日）11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理する前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 7-産業廃棄物処理実績調査票（金沢市-産業廃棄物処分業）形式7

【調査対象】 （地域）金沢市 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業（他に分類されないもの）（産業廃棄物処理業に限る。）」に属する事業所 （抽出枠）産業廃棄物処理業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）33 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月） （系統）石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日) 11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の都道府県ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、
2. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理施設の種類ごとの処分状況

※

【調査票名】 8-一般廃棄物処分実績調査票(一般廃棄物処分業)形式8

【調査対象】 (地域)石川県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類に掲げる
「サービス業(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業に限る。)」に属する事業所
(抽出枠)市町等からの情報により作成した事業所リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)30 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月～3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日) 11月1日～12月14日

【調査事項】 1. 一般廃棄物の市町村ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、2. 一般廃棄物の処分施設の種類ごとの処分状況

【調査名】 福岡市ひとり親家庭実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月11日

【実施機関】 福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課

【目的】 福岡市内全域におけるひとり親家庭の生活実態及び要望事項等を把握し、今後の母子家庭等福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得るため、調査を実施するもの。

【沿革】 平成23年に、調査の名称が「平成18年度福岡市母子家庭等実態調査」から「福岡市ひとり親家庭実態調査」に変更された。

【調査の構成】 1－福岡市ひとり親家庭実態調査 調査票（母子） 2－福岡市ひとり親家庭実態調査 調査票（父子）

【備考】 今回の変更は、統計調査名の変更。

※

【調査票名】 1－福岡市ひとり親家庭実態調査 調査票（母子）

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,600/18,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）福岡市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月下旬～11月21日

【調査事項】 1. 属性、2. 就労の状態、3. 生活状況、4. 健康と医療、5. 福祉施策の利用状況並びに要望

※

【調査票名】 2－福岡市ひとり親家庭実態調査 調査票（父子）

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）世帯 （属性）父子世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,400/2,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）福岡市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月下旬～11月21日

【調査事項】 1. 属性、2. 就労の状態、3. 生活状況、4. 健康と医療、5. 福祉施策の利用状況並びに要望

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月14日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 神奈川県民の健康に関する意識を把握し、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。あわせて「かながわ健康プラン21」の目標達成度を評価し、健康増進に関する情報提供を行う。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票 4－身体状況調査票（1歳以上6歳未満） 5－健康に関する意識調査票（0歳以上14歳以下の方用） 6－健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）

【備考】 本調査は、「身体状況調査票」、「栄養摂取状況調査票」、「生活習慣調査票」、「身体状況調査票（1歳以上6歳未満）」、「健康に関する意識調査票（14歳以下の方用）」及び「健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）」で構成されているが、平成23年度は「健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）」のみを用いて調査を実施するため、今回の変更は、当該調査票に係る一部変更（報告者数、調査事項等）。なお、本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）神奈川県在住の満6歳以上の男女（抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,020/9,000,000（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）神奈川県が指定する平成22年11月中の1日（系統）神奈川県－保健所（職員）－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね5年）（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長、体重（満1歳以上）、2. 腹囲（満6歳以上）、3. 血圧測定（満15歳以上）、4. 血液検査（満20歳以上）、5. 問診（満20歳以上）

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）神奈川県在住の満0歳以上の男女（抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,100/9,000,000（配布）職員（収集）職員（記入）自計（把握時）神奈川県が指定する平成22年11月中の1日（系統）神奈川県－保健所（職員）－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（おおむね5年）（実施期日）平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 世帯状況、2. 食事状況、3. 食物摂取状況、4. 1日の運動量（歩行数）（満15歳以上）

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満0歳以上の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,100/9,000,000 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 自計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県－保健所(職員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 生活習慣について、2. たばこ・飲酒について

※

【調査票名】 4－身体状況調査票(1歳以上6歳未満)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満1歳以上6歳未満の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 80/470,000 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県－保健所(職員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 身長、体重

※

【調査票名】 5－健康に関する意識調査票(0歳以上14歳以下の方用)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県在住の満0歳以上14歳以下の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査対象地区及び国民生活基礎調査の対象地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 280/1,200,000 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 自計 (把握時) 神奈川県が指定する平成22年11月中の1日 (系統) 神奈川県－保健所(職員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(おおむね5年) (実施期日) 平成22年11月1日～11月30日

【調査事項】 アレルギー性疾患について

※

【調査票名】 6－健康に関する意識調査票(15歳以上の方用)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県内在住の満15歳以上の男女 (抽出枠) 国民健康・栄養調査実施地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,050/7,800,000 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 自計 (把握時) 神奈川県が指定する平成23年11月中の1日 (系統) 神奈川県－保健所(職員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(おおむね5年) (実施期日) 平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 日常生活について、2. 健診について、3. 運動について、4. 歯の健康について、5. アレルギー性疾患について、6. たばこ・飲酒について

【調査名】 県民健康意識調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年10月14日

【実施機関】 三重県健康福祉部健康づくり室

【目的】 三重県健康増進計画策定や健康づくり施策を展開する研究の基礎資料とするために必要な知見を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－県民健康意識調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告者数の削減、調査事項の一部変更等。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－県民健康意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）平成23年9月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている20歳以上の県民 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/1,510,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間又は過去1か月間の実績） （系統）調査票の配布：三重県－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－三重県

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年11月10日～11月30日

【調査事項】 1. 調査対象者の基本属性（性・年齢・居住地等）、2. 健康状態・意識に係る項目、3. 生活習慣に係る項目等

【調査名】 県民健康づくり調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月18日

【実施機関】 福岡県保健医療介護部健康増進課

【目的】 福岡県健康増進計画「いきいき健康ふくおか21」の進捗状況を把握するために、県民の身体の状態、栄養摂取状況及び生活習慣や、健康づくりに関する意識を明らかにする実態調査を実施し、分析結果を踏まえ次期計画策定に反映させることを目的とする。

【沿革】 平成23年に、調査の名称が「県民健康・栄養調査」から「県民健康づくり調査」に変更された。

【調査の構成】 1－身体状況調査票 2－栄養摂取状況調査票 3－生活習慣調査票 4－健康づくりに関する調査票

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、「栄養摂取状況調査票」及び「健康づくりに関する調査票」の追加、報告者数の増加等。

※

【調査票名】 1－身体状況調査票

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）個人 （属性）世帯員（身長・体重：満1歳以上、胸囲測定：満6歳以上、血圧測定：満15歳以上、1日の運動量（歩行数）：満15歳以上、血液検査：満20歳以上、問診（服薬状況、運動）：満20歳以上）（抽出枠）平成22年、23年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,150／5,071,732 （配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成23年11月中の任意の一日（系統）福岡県一保健所一職員・調査員一報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 腹囲、4. 血圧、5. 服薬状況、6. 1日の運動量（歩行数）等

※

【調査票名】 2－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員（満1歳以上）（抽出枠）平成22年、23年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,050世帯／2,134,551世帯 3,150人／5,071,732人（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年11月中の任意の一日（系統）福岡県一保健所一職員・調査員一報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 生年月日、2. 仕事の種類、3. 食事の状況、4. 料理名、5. 使用量等

※

【調査票名】 3－生活習慣調査票

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）個人 （属性）世帯員（満20歳以上）（抽出枠）平成22年、23年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,560／4,131,646（配布）調査員

(取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年11月中の任意の一日 (系統)
福岡県一保健所一職員・調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食習慣の状況、2. 運動の状況、3. 喫煙の状況、4. 飲酒状況、5. 歯の健康の状況、6. 糖尿病の状況等

※

【調査票名】 4－健康づくりに関する調査票

【調査対象】 (地域)福岡県全域 (単位)個人 (属性)世帯員(満15歳以上) (抽出枠)
平成22年、23年国民生活基礎調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,710/4,377,519 (配布)調査員
(取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年11月中の任意の一日 (系統)
福岡県一保健所一職員・調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食生活・生活習慣、2. 身体活動・運動等

【調査名】 男女平等社会づくりに向けた県民意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月20日

【実施機関】 新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

【目的】 平成25年度からの次期新潟県男女共同参画計画（法定計画）を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」アンケート調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」アンケート調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）新潟県内に在住する満20歳以上の男女個人 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/2,000,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）新潟県一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（7～8年） （実施期日）平成23年10月28日～11月11日

【調査事項】 1. 目指す社会の実現について、2. 男女の地位の平等について、3. 男女の結婚、家庭、人生観などについて、4. 慣行・地域活動について、5. 女性が増えるとよいと思う職業や役職について、6. 男女の職業生活について、7. 男女の人権などについて、8. 法制度等について、9. 県の取組について、10. ご意見・ご要望

【調査名】 茨城県総合がん対策推進モニタリング調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月24日

【実施機関】 茨城県保健福祉部保健予防課

【目的】 本調査は、茨城県民の栄養摂取状況、生活習慣及びがんに関する意識・行動の状況の実態を把握し、「茨城県総合がん対策推進計画－第二次計画－」の効果を確認することを目的とする。

【調査の構成】 1－栄養摂取状況調査票 2－生活習慣調査票 3－がんに関する意識・行動調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。なお、本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）個人 （属性）満1歳以上の者 （抽出枠）平成22年の国民生活基礎調査地区より設定された単位地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,345/2,932,126 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）茨城県一保健所－調査員（保健所職員）・補助調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）平成15年、19年、23年度 各1回 （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 生年月日、2. 性別、3. 妊娠・授乳の状況、4. 仕事の種類、5. 食事状況、6. 料理名、7. 食品名、8. 使用量、9. 廃棄量、10. 世帯内での料理配分状況など

※

【調査票名】 2－生活習慣調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の者 （抽出枠）平成22年の国民生活基礎調査地区より設定された単位地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,935/2,405,075 （配布）調査員（収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）茨城県一保健所－調査員（保健所職員）・補助調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）平成15年、19年、23年度 各1回 （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 食習慣の状況、2. 身体活動・運動の状況、3. 睡眠の状況、4. 不安や悩みの状況、5. 喫煙・受動喫煙の状況、6. 歯の健康状況、7. 食育の状況、8. 飲酒状況、9. 糖尿病の状況、10. 健康寿命の認識、11. 地域との繋がり状況、12. 災害時非常食料の用意状況、13. 世帯の年間収入等

※

【調査票名】 3－がんに関する意識・行動調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の者 （抽出枠）平成22年の国民生活基礎調査地区より設定された単位地区及び平成23年国民健康・栄養調

査実施地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 935 / 2, 405, 075 (配布) 調査員
(収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 茨城県一保健
所一調査員 (保健所職員)・補助調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 平成15年、19年、23年度 各1回 (実施期日) 平成23年11月
1日～11月30日

【調査事項】 1. 身長体重、2. 喫煙及び飲酒が健康へ与える影響についての意識、3. 運動習慣
の状況、4. ヘルスロードの認知度及び利用状況、5. がんに対する意識、6. がん検
診の受診状況、7. 県のがん施策への意見等

【調査名】 福井県地産地消率状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年10月31日

【実施機関】 福井県農林水産部販売開拓課

【目的】 平成20年4月に「福井県地産地消の推進に関する条例」が施行され、また平成21年3月には、「ふくいのお食育・地産地消推進計画」が策定されるなど、県民及び関係団体等が一体となって本県の地産地消を推進するための取組が求められる中、本県における地産地消の状況を調査し、地産地消を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－消費者世帯調査票 2－流通加工調査票 3－飲食店調査票

【備考】 今回の変更は、調査の周期を、前回（平成21年度）の承認の際、調査計画の再検討のため、1回限り（年内3回実施）とされていたが、今回の承認で2年周期とされた。あわせて、調査期間が変更された。また、流通加工調査票及び飲食店調査票に係る報告者数（平成21年度調査で回答のあった事業所に限定）が変更された。

※

【調査票名】 1－消費者世帯調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）国民生活基礎調査（国勢調査）の単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,400/270,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施期間のうちの平日及び休日の任意の2日（系統）福井県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）2年（実施期日）平成23年11月上旬～11月末日

【調査事項】 1. 世帯情報（氏名、年齢、性別、職業、世帯形態、食材の購入者）、2. 消費情報（指定した日に世帯全員が消費した食材の種類と量、購入先、産地）、3. 家庭菜園情報（作付の有無、規模、昨年1年間の収穫高と消費・出荷先）、4. 食生活に関するアンケート（食育の関心度、郷土料理等の利用頻度、「食生活指針」の実践の程度、福井県産農林水産物の消費量）

※

【調査票名】 2－流通加工調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域（単位）事業所（属性）流通・加工事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（ただし、平成21年調査時に回答のあった事業所に限定）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）417（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年1年間（1月～12月）（系統）福井県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）2年（実施期日）平成23年11月上旬～12月末日

【調査事項】 昨年1年間において、特定の農林水産物の品目について：1. 仕入れと出荷量及び産地の別、2. そのうち加工品（惣菜、販売品）の仕入れと販売量及び産地の別、3. 主要加工品ごとの販売量、品目ごとの使用量及び産地の別

※

【調査票名】 3－飲食店調査票

- 【調査対象】 (地域) 福井県全域 (単位) 事業所 (属性) 飲食店舗 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿(ただし、平成21年調査時に回答のあった事業所に限定)
- 【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 644 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施期間のうち指定する1週間 (系統) 福井県-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年11月上旬~12月末日
- 【調査事項】 調査日の前月において、特定の農林水産物の品目について：1. 仕入れと販売量及び産地の別、2. 主要メニューの販売量、使用品目、品目ごとの量及び産地の別